

平成 28 年 12 月

入試問題における著作物の取り扱いについて

入試問題においては、数多くの著作物が使用されています。著作権法では、入試問題に必要と認められる限度で、権利者の許諾を得ずに著作物を利用することができますが、その出所を明示する慣行があるときは、出所を明示しなければならないとされています（著作権法第 36 条、第 48 条第 1 項第 3 号）。

また、入試に出題された問題を受験者等の参考とするために公表する場合には、権利者の許諾が必要ですが、その前提として、出所が明らかである必要があります。

なお、大学が教材会社等に対し、自らの作成した入試問題の使用許諾を与える場合には、問題中に掲載されている著作物の権利者の許諾が必要である点に注意する旨を伝えるなど、当該教材会社等に適切な著作権処理の実施を促していただきますようお願いいたします。

入試問題における著作物の使用にあたっては、著作権の適切な取り扱いについて、引き続き御留意・御協力いただきますようお願い申し上げます。

【本件照会先】

(入試一般について)

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

TEL 03-5253-4111 (内線 2495)

FAX 03-6734-3392

e-mail : gaknyusi@mext. go. jp

(著作権法の解釈について)

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室

TEL 03-5253-4111 (内線 2847)

FAX 03-6734-3813

e-mail : ckanri@bunka. go. jp